

施設型保育施設の認定こども園化について

1. 概要

(1) 該当施設

- ・施設名＝おおぎ第二保育園
- ・所在地＝入間市豊岡 1-8-24
- ・法人名＝社会福祉法人 入間福祉会

(2) 経緯

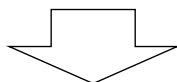
- ・昭和57年4月に認可を受け、民間保育園として運営を開始した。
- ・令和3年10月27日、施設設置者である社会福祉法人入間福祉会より、おおぎ第二保育園の認定こども園化に関する要望書が市長宛で提出された。

(3) 認定こども園化後の事業概要

- ・類型 幼保連携型認定こども園
- ・おおぎ第二保育園の既存施設を活用。増改築及び補助金申請なし。
- ・利用定員 75名（教育認定15名・保育認定60名）

(現在のおおぎ第二保育園)

	0歳	1・2歳	3～5歳	計
1号	—	—	—	—
2号	—	—	30人	30人
3号	10人	20人	—	30人
計	10人	20人	30人	60人



(認定こども園化後)

	0歳	1・2歳	3～5歳	計
1号	—	—	15人	15人
2号	—	—	30人	30人
3号	10人	20人	—	30人
計	10人	20人	45人	75人

(4) 今後のスケジュール（予定）

- R4.12 幼保連携型認定こども園設置認可申請書提出
- R5.1～3 おおぎ第二保育園廃止手続き
- R5.3 幼保連携型認定こども園認可
- R5.4 幼保連携型認定こども園開園

(5) 認定こども園化の効果

- ・親の失業・妊娠等、家庭状況が変化しても、認定区分を変更し引き続き通い慣れた園に通うことが可能となる。
- ・おおぎ第二保育園は、認定こども園移行後も異年齢児の縦割り保育の実施を希望しているため、学級制が主である通常の幼稚園とは異なる教育を提供できる。
- ・おおぎ第二保育園は、現在も各種外部講師を招き幼児教育に力を入れている。現在の運営を大幅に変えることなく、スムーズな移行が期待できる。
- ・おおぎ第二保育園の認定こども園化により、様々な保護者のニーズに対応するとともに、市として多様な子育て支援の提供が可能になる。

(6) 入間市子ども・子育て支援事業計画との整合性

- ・令和2年度策定をした令和6年度までの事業計画にはないが、計画の方向性の中で、「今後の児童数や利用希望などの動向を踏まえつつ、新規事業者から設置の申請があった場合や、既存の認可保育所（園）や確認を受けない幼稚園から認定こども園への移行希望がある場合には、設置・移行を支援します」としている。

2. 意見聴取の根拠法令

- ・子ども・子育て支援法第31条第2項により、市長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会に意見を聴かなければならない。

3. その他

- ・幼保連携型認定こども園の認可については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条に基づき、埼玉県が行います。同法第17条第5項には、都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の認可にあたり、あらかじめ、当該認可の申請に係る施設を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならないと定められています。

【参考】 認定こども園の類型

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所 機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園 機能)	幼稚園機能+保 育所機能
設置主体	国、自治体、学校 法人、社会福祉法 人	国、自治体、学校 法人	制限なし	
職員要件	保育教諭 (幼稚園教諭+保 育士資格)	満3歳以上 両免許・資格の併用が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満 保育士資格が必要		